

特定建設工事共同企業体へ発注できる規模の改正について

建設業界を取り巻く環境は依然として厳しい状態が続いており、公共工事に対する建設業者の期待は日ごとに高まっています。

本市では前橋市特定建設工事等共同企業体運用基準を定め、共同企業体による入札の参加について運用しておりますが、複数者で結成し共同で施工する建設工事共同企業体を積極的に活用することで、各々の技術力を結集させることによる効率的で経済的な工事の施工、参加した企業が互いに新しい技術を習得すること、また、危険の負担を分散することなどが期待できます。

そこで、下記のとおり特定建設工事共同企業体を入札に参加させることができる工事の規模の改正を行ないました。

発注規模の改正

特定建設工事の種類	発注規模（改正後）	発注規模（改正前）
土木一式工事	1.5億円以上	5億円以上
建築一式工事	3.0億円以上	10億円以上
設備等の工事	1.5億円以上	3億円以上